

業務仕様書

【X線個人線量測定業務委託】

1 件名

X線個人線量測定業務委託

2 委託期間

2026年4月1日から2027年3月31日まで（1年間）

3 測定放射線の種類

X・γ・β線

4 業務内容

放射線医療業務の従事者（医師、診療放射線技師、看護師等）の被ばく線量については、ガラスバッヂなどの個人モニタにより定期的に測定・評価することが、法令に定められているため、個人線量測定を委託するものである。

《根拠法令》

- ・医療法施行規則第30条の18
- ・放射線障害防止法第20条
- ・電離放射線障害防止規則第8、9条

5 モニタの種類及び仕様

広範囲用の仕様

測定線種： X・γ・β線

	エネルギー範囲	測定線量範囲
広範囲用	X・γ線 10keV～10Mev	X・γ線 0.1mSv～10Sv
	β線 150keV～3 Mev	β線 0.1mSv～10Sv
眼の水晶体用	X・γ線 24keV～1.25Mev	0.1mSv～1Sv
	β線 1.0 Mev	
末端部用	X・γ線 16keV～3Mev	0.2mSv～1Sv

6 装着期間

測定のための装着は、原則として1ヶ月単位とする。

7 予定期数

広範囲用 : 3,600 件（月 300 件 × 12 回）

広範囲用（不均等） : 3,600 件（月 300 件 × 12 回）

眼の水晶体用 : 24 件（月 2 件 × 12 回）

末端部用 : 36 件（月 3 件 × 12 回）

8 測定方法

- (1) 受託者は、毎回期日までに委託者へ線量計を配布すること。受託者は、委託者から放射線業務従事者の異動等により線量計の追加、変更等の依頼があった場合は隨時対応する。
- (2) 受託者は、線量計を受理した後、測定結果を月 1 回、委託者に通知すること。
- (3) 測定結果は、ミリシーベルト (mSv) で表示すること。
- (4) 測定結果については、1 ミリシーベルト以上の線量当量を認めた場合は、直ちに概要を連絡すること。
- (5) 事故等の緊急事態が発生したと委託者から連絡があった場合は、速やかに委託者の放射線業務従事者が装着していたモニタの被ばく線量を測定し、その結果をモニタ受理後 24 時間以内に委託者に報告すること。

9 その他

- (1) 受託者以外が測定した放射線業務従事者の被ばく量データを委託者が受託者に提供した場合は、それを反映して累計線量を報告する。
- (2) 受託者は、委託者から累計線量の調査依頼があった場合は、速やかに対応すること。
- (3) 受託者は、委託者からの依頼に基づき、電離放射線健康診断個人票に反映させるためのソフトウェアを委託者に提供しデータ出力のためのサポートをすること。
- (4) すべての業務において、個人情報保護に配慮すること。